

# 乳幼児健康診査における必須問診項目の追加に伴う自治体の取り組み状況の調査報告（概要）

## 1 はじめに

平成 26 年 11 月 12 日に厚生労働省機会均等・児童家庭局母子保健課から「「健やか親子 21(第 2 次)」の指標及び目標の決定並びに今後の調査方法について」、平成 27 年 2 月 16 日には「「健やか親子 21(第 2 次)」に基づく調査に関する Q&A の送付について」が事務連絡され、乳幼児健診の必須問診項目に 15 項目を追加したこと、準備が整い次第各自治体でデータの収集・集計を始めることとされた。

これに対し、全国保健師長会、日本看護協会、全国保健所長会等 14 団体は、平成 27 年 6 月 2 日に市区町村が行う乳幼児健診の必須問診項目とされた児童虐待に関する項目について「虐待予防のための正確なデータ収集は重要と理解するが、児童虐待の回答項目の文言があまりにも直接的」として、現場の声を反映させたバージョンアップを要望した経緯がある。

そのような経緯を踏まえ、今回は、必須問診項目（児童虐待に関する項目中心に）の追加に関する各自治体の実態と意見の把握を目的に調査を実施したので報告する。

## 2 目的

健やか親子 21（第 2 次）の評価指標にかかる調査項目として、乳幼児健診の必須問診項目が追加されたが、指標 14 の児童虐待関連項目の取扱いについて、自治体や関係団体から疑問の声が上がっていることから、各自治体の取組状況と課題について実態を明らかにする。

## 3 調査方法

### 【調査対象及び調査方法】

全国保健師長会会員が所属する都道府県および市町村に対し、調査票を送付し調査を行う。

## 4 調査結果

31 か所の県（県全体の 66.0%）及び 448 か所の市町村（市町村全体の 25.7%）から回答あり。

詳細は、別紙（調査結果）のとおり。

## 5 まとめ

従前から各自治体は母子保健法に基づく健診を、目的に則って工夫して行っている。

今回の調査では、追加項目の実施にあたって、適切かつ効果的な時期や方法、準備を含めた乳幼児健診にかかる時間、保護者の負担増加、スタッフの労力や判断の迷い及びスキルアップの課題、システム改修や報告等の実施に係る問題など、物理的・心理的な負担の増加に対する幅広い問題が明らかになった。また、かなり現場は混乱していることが把握できた。

さらに、質問項目や方法の改善・再検討の必要性、システム改修費、人件費等の予算の補助、健診後のフォローやハイリスク者への支援体制の構築など、喫緊の課題が明らかになった。

今回の指標 14 についての課題として、以下の点が指摘された。

- (1) 表現が相談につながるものではなく、却って保護者との信頼関係を壊しかねず、育児相談やその後のフォローなど現在実施している支援に悪影響を及ぼす。
- (2) 虐待している保護者は「該当なし」と回答することが予測される実態があり、問診項目の目的であった虐待の早期発見に繋がらない。
- (3) 回答する際の基準等が示されていないため、保護者の主観で答える内容となっており、指標として精度が高いとは言えない。
- (4) 問診を追加することで従来の健診目的を十分果たせず、健診の長時間化や煩雑化、保護者の健診自体への拒否感などが生じ健診受診率の低下など危惧され、健やか親子 21 の目指すものとそぐわない。
- (5) 今まで各自治体で構築されてきた健診後のフォロー体制（療育体制、子育て支援、児童虐待の未然防止等の取組）、そして、児童虐待への対応や要保護児童対策地域協議会等の児童福祉部門との連携などにも大きな影響を与える動きである。しかしながら、どのような整理をすべきか示されておらず、現場の不安・戸惑いが生じている。

このような現状や課題の一方で、どの自治体もその基本は保護者との信頼関係を基本におきながら、虐待の追加項目についても問診の表現内容や方法を工夫したり、カンファレンスで保護者の回答だけでなく総合的に判断して、支援につないでいる現状があった。

また、自治体の中には、質問項目の聞きづらい問診も、保護者と子育て状況の振り返り、悩み・不安を把握する良いきっかけになったという意見もあった。

つまり、虐待そのものを把握するための問診項目ではなく、あくまでもきめ細やかな支援をするきっかけの手段として活用していることが読み取れた。

今回の指標 14 実施に関しての課題は多いものの、自治体は「相談・支援のための入口（きっかけ）」としてとらえ、問題をカバーし創意工夫しながら実施していることが明らかになった。

## 6 おわりに

ご多忙の中、快く本調査にご協力いただきました全国保健師長会の会員の皆様に深く感謝申し上げます。